

新城市建築物等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領

令和3年 3月11日制定

改正 令和5年 5月26日

(目的等)

第1条 この要領は、新城市が交付する建築物等関連事業に係る補助金において、当該補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、事業者が申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手續きについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語は、次項に掲げる各補助金交付要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「建築物等関連事業」とは、次に掲げる補助金交付要綱に規定する補助事業をいう。

- (1) 新城市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱
- (2) 新城市非木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱
- (3) 新城市木造住宅取壊し工事費補助金交付要綱
- (4) 新城市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱
- (5) 新城市空き家改修事業補助金要綱
- (6) 新城市居住誘導区域内空き家解体事業費補助金交付要綱
- (7) 新城市特定空家等解体事業費補助金交付要綱

3 この要領において「事業者」とは、申請者と建築物等関連事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者をいう。

(対象補助金)

第3条 代理受領の対象は、建築物等関連事業における補助金とする。

(届出)

第4条 建築物等関連事業における補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、完了実績報告書を提出する前までに、代理受領届出書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(届出の確認)

第5条 市長は、前条の代理受領届出書を受領したときは、その内容を確認のうえ代理受領届出確認通知書（様式第2）を申請者へ送付するものとする。

(届出の取下げ)

第6条 申請者は、前条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に、代理受領を取下げようとする場合は、請求書を提出する前までに代理受領届出取下届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(届出内容の変更)

第7条 申請者は、第5条の代理受領届出確認通知書の通知を受けた後に、届出の内容に変更が生じた場合は、代理受領届出変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

い。

2 市長は、前項の代理受領届出変更届を受理したときは、その内容を確認のうえ代理受領届出変更確認通知書（様式第5）を申請者へ送付するものとする。

3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合、次条及び第9条において「代理受領届出確認通知書」とあるのは「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

（補助金の代理受領）

第8条 代理受領届出確認通知書の通知を受けた申請者は、建築物等関連事業の補助金確定通知書により通知を受けた後、代理受領に係る委任状（様式第6）を市長へ提出することにより、補助金の受領を事業者に委任することができる。

2 市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、申請者に代理して事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、建築物等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

（利用の取り消し）

第9条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

（1） 建築物等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合

（2） 代理受領届出確認通知書の受領が確認できない場合

（3） 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

（4） 法令又はこの要領に違反した場合

（5） その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

（書類の保管）

第10条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。